



トピックス

特許庁関係手続における押印の見直しについて

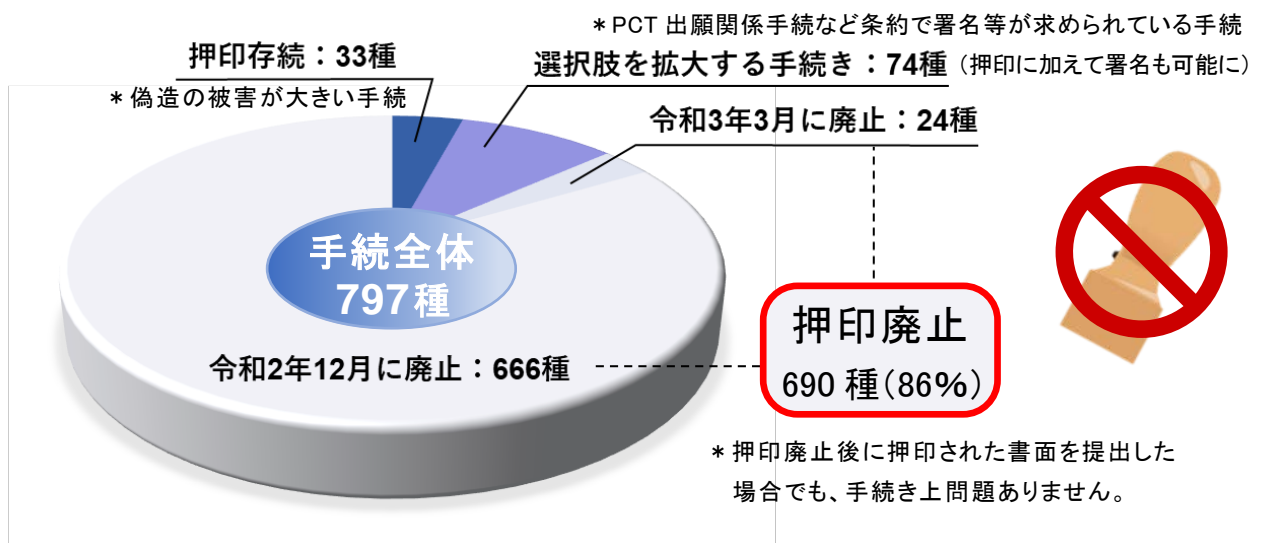
INPIT 長野県知財総合支援窓口 小沢 益也

特許庁関連の手続を規定する特許法施行規則等を含む「押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令」が公布・施行され、12月28日以降に特許庁に提出する書面において、一部の手続を除き、押印が不要となりました。

以下に、概要をお知らせいたします。

1. 押印の見直しの全体像

約800種の特許庁に対する申請手続（押印を求めているもの）について、押印の要否を見直し、以下の整理がされました。



2. 押印を存続する手続（偽造による被害が大きい手続）

[1] 出願中の権利：8種（2020年12月28日施行）

- ・出願人名義変更届（4種）
- ・氏名（名称）変更届（2種）
- ・住所（居所）変更届（2種）

[2] 特許権等の移転登録に関する手続：25種（2021年3月改正予定）

- ・一般承継・特定承継による特許権等の移転登録申請（8種）
- ・登録名義人表示変更申請登録（4種）
- ・質権設定登録申請（4種）
- ・専用実施権設定登録申請（4種）
- ・仮専用実施権登録申請（1種）
- ・通常使用権登録申請（1種）
- ・商標権分割申請登録（1種）
- ・商標権分割移転登録申請（1種）
- ・実用新案権抹消登録申請（1種）

《押印を存続する手続の運用》

	新規に印鑑を用いる場合	既に特許庁に届け出た印鑑が存在する場合
個人	実印+印鑑証明書	令和3年末までは、届出印での手続が可能ですが、令和4年1月1日以降は、求められた場合に印鑑証明書が提出できない印鑑の使用ができません。
法人	実印+印鑑証明書 又は 実印で証明可能な法人代表社印+実印+印鑑証明書	同上

詳細は、特許庁HP「特許庁関係手続における押印の見直しについて」にてご確認ください。

<https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/madoguchi/info/oin-minaoshi.html>

☎ 03-3581-1101(代表)